

令和 6 年度

大田原市内部統制評価報告書
に係る審査意見書

大田原市監査委員

大 監 第 1 7 号
令和7年8月25日

大田原市長 相 馬 憲 一 様

大田原市監査委員	三 浦 宏
同	藤 田 昌 子
同	引 地 達 雄

令和6年度大田原市内部統制評価報告書に係る審査意見書の提出
について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、令和7年7月1日付け大総第
73号により審査に付された令和6年度大田原市内部統制評価報告書について
審査したので、その結果について、次のとおり意見書を提出します。

目 次

令和6年度大田原市内部統制評価報告書に係る審査意見書

第1 審査の概要

- 1 審査の対象 1
- 2 審査の着眼点 1
 - (1) 評価手続に係る記載の審査..... 1
 - (2) 評価結果に係る記載の審査..... 1
- 3 審査の実施内容 1

第2 審査の結果及び意見

- 1 審査の結果 1
- 2 審査の意見 1

令和 6 年度大田原市内部統制評価報告書 に 係 る 審 査 意 見 書

第 1 審査の概要

1 審査の対象

令和 6 年度大田原市内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

2 審査の着眼点

(1) 評価手続に係る記載の審査

内部統制の不備が適時に把握され早期に改善又は是正が行われることを目的とし、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたかといった観点から、評価手続に係る記載について審査を行った。

(2) 評価結果に係る記載の審査

市長が評価の過程において把握した不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、是正された重大な不備がある場合には、評価基準日までに是正されているかといった観点から評価結果に係る記載について審査を行った。

3 審査の実施内容

評価報告書の審査に当たっては、「大田原市監査基準」に準拠するとともに、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成 31 年 3 月総務省）」の「Ⅴ監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、審査を行った。

なお、審査に当たっては、内部統制評価部局に対し関係資料の提出を求め、説明及び質問等の聴取を行うとともに、その他の監査等において得られた知見を活用し審査を行った。

第 2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

令和 6 年度評価報告書について、「第 1 審査の概要」に基づき審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。

2 審査の意見

報告書によると、全庁的な内部統制の評価については重大な不備がなく、業務レベルの内部統制の評価については、自己点検によるリスク発生状況において、収入事務 16 件、公金管理 1 件、契約 1 件及び支出事務 48 件の合計 66 件のリス

クが確認された。また、リスク評価の基準による区分の状況については、軽微が 40 件、中程度が 24 件、重大が 2 件と判断している。

重大となった 2 件の運用上の不備の 1 件目は、予定価格が 2,000 万円を超える物品の購入にも関わらず、必要となる議会の議決を経ずに契約を締結したもので、改善状況としては、契約事務を適切に執行できるよう債務負担行為の手順を整理し、適切に引継ぎを行うこととした。運用上の不備の 2 件目は、インボイス対象取引の初年度にあたり登録申請の準備を進める中で、過年度における消費税の納税義務が発生していたことが判明したもので、消費税申告を行い、納税するとともに、所管係内で消費税の課税対象についての情報共有を行った。

運用上の不備への対応については、複数人によるチェック体制の強化や管理者等による進行管理の徹底など、組織全体で不備の発生を防ぐための体制を整備し、同様の不備が生じることのないよう留意されたい。なお、内部監査の実施においては、不適切な事案等の件数が 22 件であったが、不適切事案等の区分において重大な不備に該当する「指摘事項」はなかった。

今後、内部統制において把握した不備の内容及び再発防止の対応等を全庁で共有し、法令遵守の意識醸成やチェック体制づくりに組織全体で取り組むとともに、職員一人ひとりが内部統制の目的を十分に理解しながら業務を遂行することで、行政サービスに対する信頼性及び透明性の確保に努められたい。